２

**認定特定行為業務従事者の認定について**

　介護職員等がたんの吸引等の特定行為（以下「医療的ケア」という。）を行うには、都道府県知事の認定を受ける必要があります。

**【認定申請を行うことができる者】**

* 平成24年度以降、法に基づき都道府県又は登録研修機関が実施する研修修了者
* 次の厚生労働省医政局長通知に基づく研修(教育)修了者 （経過措置対象者）
1. ＡＬＳ(筋萎縮性側索硬化症)患者の在宅療養の支援について

（H15.7.17医政発第0717001号）　⇒特定の者対象

1. 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の実施について

（H16.10.20医政発第102008号）　⇒特定の者対象

1. 在宅におけるＡＬＳ以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて　（H17.3.24医政発第0324006号）　⇒特定の者対象
2. 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて

（H22.4.1医政発0401第17号）　⇒不特定多数の者対象

* 平成22年度に国（厚生労働省）が実施した介護職員によるたんの吸引等の試行事業による研修修了者（経過措置対象者）
* 平成23年度に都道府県が実施した介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修修了者（経過措置対象者）

**【認定する医療的ケアの範囲】**　※都道府県知事の認定証に実施可能な行為が記載されます。

* 都道府県又は登録研修機関が実施する下表の研修課程により修得された特定行為

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研修課程 | 医療的ケア対象者 | 認定する医療的ケア（実施できる行為） |
| 第１号研修 | 不特定多数の者対象 | **喀痰吸引**：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部**経管栄養**：胃ろう又は腸ろう、経鼻 |
| 第２号研修 | 第１号研修の内容のいずれかの行為 |
| 第３号研修 | 特定の者対象 | 第１号研修の内容のうち、特定の者に対する必要な行為 |

* 厚生労働省医政局長通知等に基づき実施可能とされる特定行為
* 平成22年度国が実施した試行事業及び平成23年度都道府県が実施した研修において修得した特定行為

**申請書類**

|  |
| --- |
| **<申請書>**　※研修修了内容等により申請書の様式が異なります。● **第１号研修及び第２号研修（不特定多数の者対象研修）修了者**様式第４号（その１）認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（第1号研修修了者・第2号研修修了者用）　● **第３号研修（特定の者対象研修）修了者**　　様式第４号（その２）　認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（第3号研修修了者用）　● **経過措置対象者（改正法附則第14条該当者）**様式第４号（その３）認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（改正法附則第14条該当者用）**<申請書に添付する書類>****【第１号研修、第２号研修又は第３号研修修了者の申請書に添付する書類】**1. 住民票の写し（本籍地の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）

※外国籍の方は、外国人登録証明書の写し② 社会福祉士及び介護福祉士法附則第４条第３項各号に該当しない旨の誓約書③ 第１号研修、第２号研修又は第３号研修の研修修了証の写し④ 返信用封筒（認定証を送付するため、Ａ４サイズが入る角型２号に住所・氏名を記載し、１２０円切手を貼付してください。⑤認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）の交付を受けている場合は発行者に返納してください。　**【経過措置対象者の申請書に添付する書類】**1. 住民票の写し（本籍地の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）

※外国籍の方は、外国人登録証明書の写し② 社会福祉士及び介護福祉士法附則第４条第３項各号に該当しない旨の誓約書③ 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類①本人誓約書　　※研修を修了する証明書類（研修修了証等）があれば本人誓約書に添付　④ 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類②第三者証明書　　　※第三者証明書の証明は、次の者から受けてください。不特定多数の者対象の場合には、介護職員等が勤務する施設・事業所の長特定の者対象の場合には、介護職員等が勤務する事業所の長又は主治の医師　⑤　認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類③実施状況確認書　 新たに医療的ケアの内容を追加する場合には、再度、申請書の提出が必要となります。 |

**その他の手続き**

**◆ 認定特定行為業務従事者の認定を受けた内容に変更が生じた場合**

次の事項に変更が生じた場合には、遅滞なく「様式第５号 認定特定行為業務従事者認定証変更届出書」を提出してください。

① 氏名

② 本籍地（都道府県が変更になった場合のみ）

③ 住所

※都道府県をまたいで転出入した場合であっても、認定証を交付した都道府県へ変更届出書を提出することとなります。

**◆ 認定特定行為業務従事者認定証を紛失又は汚損した場合**

　認定特定行為業務従事者認定証を紛失又は汚損した場合には、「様式第６号 認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」を提出してください。

 ※ 認定証が再交付された後に、紛失した認定証が見つかった場合は、認定証を返納する必要がありますので、この場合には、「様式第７号 認定特定行為業務従事者認定証返納書」を提出してください。

**◆ 登録者の死亡等が生じた場合の届出**

　 登録者に以下の事由が生じた場合には、遅滞なく届け出てください。（事由が死亡、失踪宣告の場合は、認定特定行為業務従事者認定証を添付）

* + 死亡、失踪宣告
	+ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しない者に該当
	+ この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しない者に該当
	+ 社会福祉士及び介護福祉士法第42条第２項において準用する同法第32条第１項第２号又は第２項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者に該当

**問合せ・書類提出先**

　〒　４２０－８６０１　　静岡市葵区追手町９番６号

　【第１号研修及び第２号研修（不特定多数の者対象）に関すること】

　 　静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課　　TEL ０５４－２２１－２４０９

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL ０５４－２２１－２５３１

　　【第３号研修(特定の者対象)に関すること】

　　　静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課　TEL ０５４－２２１－２３２８